

令和7年横審第18号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官小林努出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年12月9日06時50分

茨城県鹿島港北方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	漁船B
総トン数		4.9トン	4.9トン
登録長		13.10メートル	11.90メートル
機関の種類		ディーゼル機関	ディーゼル機関
出力		450キロワット	389キロワット

3 事実の経過

(1) Aの設備等

Aは、船体中央やや船尾寄りに操舵室、同室後方に操舵区画を配置した機船船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、同区画左舷側に舵輪及び舵リモートコントロール装置、その右舷側に機関遠隔操縦レバー、操舵室前部にレーダー、ソナー及び魚群探知機並びにGPSプロッター2台、同室左舷側に機関遠隔操縦レバー、操舵室右舷側に自動操舵装置をそれぞれ備えていた。

(2) Bの設備等

Bは、船体中央やや船尾寄りに操舵室、同室後方に操舵区画を配置した機船船びき網漁業に従事する電子ホーンを装備したFRP製漁船で、同区画左舷側に舵輪、操舵室後部右舷側に機関遠隔操縦レバー、同室前部に、レーダー、GPSプロッター、魚群探知機及び自動操舵装置をそれぞれ備えていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか2人が乗り組み、しらす漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年12月9日05時40分鹿島港を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、操舵区画に立った姿勢で操船に当たり、時々下方を向いて操舵室内のレーダー及び魚群探知機の画面を見て魚群探索を行いながら鹿島灘を北上し、同探知機に魚群の反応が出始め、右舷

前方450メートルのところに操業中の漁船を認めて減速し、06時47分茨城県銚田市に所在する標高38.8メートルの三等三角点上沢（以下「上沢三角点」という。）から109度（真方位、以下同じ。）1.7海里の地点で、針路を338度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、魚群の反応を確かめながら船尾甲板にいる甲板員に操業準備を命じてその指揮を執り、06時48分上沢三角点から106度1.6海里の地点に達したとき、正船首310メートルのところにBを視認することができ、同船が、船首を同じ方向に向けてほとんど動かない様子から、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、魚群探知機の反応を確かめること及び操業準備の指揮に気をとられ、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a 受審人は、Bを避けないで続航し、06時50分上沢三角点から101度1.5海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの左舷船首部に、前方から2度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、b 受審人ほか1人が乗り組み、しらす漁の目的で、船首0.5メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、同日05時30分鹿島港を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

b 受審人は、06時40分頃前示の漁場に到着し、操舵区画で立った姿勢で操船に当たり、魚群探索を行っていたところ、魚群探知機に反応があったため、投網を行ったのち、06時47分衝突地点付近で、船首を160度に向け、機関を中立運転として漂泊し、え

い網の準備を行っていたところ、船首方460メートルのところにAを初めて認めた。

b受審人は、06時48分衝突地点で、船首が160度を向いていたとき、Aが左舷船首2度310メートルのところとなり、その後同船が自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、Aが同業の漁船なので自船が操業中であることが分かるはずであり、いずれ自船を避けるだろうと思い、継続してAの方位変化を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

こうして、b受審人は、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、06時50分僅か前えい網を行うために機関を微速力前進にかけたところ、船首至近にAを認め、機関を中立運転としただけでどうすることもできず、Bは、船首が160度を向き、前進の行きあしがつかないまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは船首外板に破口及び球状船首に擦過傷等を、Bは左舷船首部外板に亀裂等を生じたが、のちにいずれも修理され、b受審人及びB甲板員がいずれも頸椎捻挫等を負った。

(航法の適用)

本件は、鹿島港北方沖合において、航行中のAと操業を行いながら漂泊中のBとが衝突したもので、衝突地点は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用されることになる。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の関係についての航法規定がないことから、本件は、同法第38条及び第39条の船員の

常務により律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、鹿島港北方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことにより発生したが、Bが、動静監視不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、鹿島港北方沖合において、魚群探索等を行いながら航行する場合、周囲の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、魚群探知機の反応を確かめること及び操業準備の指揮に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 受審人及びB甲板員をそれぞれ負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b 受審人は、鹿島港北方沖合において、漂泊中、Aを認めた場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、継続して同船の方位変化を確認するなど、Aに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、Aが同業の漁船なので自船が操業中であることが分かるはずであり、いずれ自船を避けると思い、Aに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首して衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けてAとの衝突を招き、A及びB両船にそれぞれ損傷を生じさせ、自船の甲板員を負傷させるととも

に、自らも負傷するに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和8年1月29日

横浜地方海難審判所

審判官 上 羽 直 樹